

国内旅行傷害保険 重要事項のご説明（重要事項説明書）

インターネット募集用

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- この書面は、「国内旅行の保険」および「ゴルフの保険」に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、契約申込画面に入力のうえ、入力内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。当社ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご参照ください（<https://www.au-sponpo.co.jp/>）。なお、ご郵送を希望される場合はau損保カスタマーセンターへご請求ください。
- ご不明な点につきましては、au損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。



このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。
- 「国内旅行の保険」「ゴルフの保険」の正式名称は、国内旅行傷害保険です。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼ 主な用語のご説明 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。

国内旅行中	被保険者が国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されているご契約の当事者で、保険契約の変更・解約や保険料のお支払いなど、この保険約款に定める権利を有し義務を負う方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情がある場合は下記にご連絡ください。

au損保カスタマーセンター

0800-700-0600
フリーコール

受付時間 9:00~18:00

(年末年始を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※一部のIP電話などご利用いただけない場合がございます。

※おかげ間違いでご注意ください。

事故が発生した場合は、30日以内に下記にご連絡ください。

事故受付デスク



0077-78-0365

受付時間 24時間 365日

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※一部のIP電話などご利用いただけない場合がございます。

※おかげ間違いでご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル（有料）] 0570-022808

※受付時間 平日 AM9:15~PM5:00

(土・日・祝日および年末年始を除きます)

※携帯電話からもご利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかげ間違いでご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

(1) 商品の仕組み

- この保険は、被保険者が国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。（※病気は保険金お支払いの対象となりません。また、補償開始以前の事故は対象外です。）
- この保険は、基本となる補償、保険金額およびセットされる特約の異なるプラン、コースがあり、いずれかのプラン、コースおよび保険期間（旅行期間）をご選択のうえ、契約していただきます。

(2) 被保険者の範囲

被保険者は、契約申込画面の被保険者欄に指定された方となります。

2 基本となる補償および引受条件

契約概要

注意喚起情報

(1) 基本となる補償

この保険について、主なものを記載しています。またご契約のプランおよびセットされる特約により「保険金をお支払いする場合」や「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。

詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">■ ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失■ 騭争行為、自殺行為、犯罪行為■ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転中の事故
後遺障害保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none">■ 脳疾患、疾病または心神喪失■ 妊娠、出産、早産または流産■ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波■ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故
入院保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、入院した日数は180日を限度とし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none">■ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
手術保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額 × 5 ただし、1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により計算した手術保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">■ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）など <p>（注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
通院保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院した日数は30日を限度とし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 (注) 通院保険金支払限度日数変更特約（30日用）がセットされています。	

* 既に存在していた身体の障害または疾病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 主な特約とその概要

主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

① 自動的にセットされる特約

特約の名称	特約の概要
通院保険金支払限度 日数変更特約（30日用）	通院保険金をお支払いする日数について、30日を限度と定める特約です。
テロ行為補償特約	前記（1）基本となる補償に関し、保険金をお支払いできない「戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動」についてもテロ行為（注）による損害については保険金お支払いの対象とする特約です。 (注) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険証券等の発行に 関する特約	この特約により、保険証券、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」は発行されません。ご契約後、「お客さま専用ページ」より保険証券の請求を行うことができます。
インターネット 通信販売に関する特約	保険契約のお申込み方法や保険料の払込み等について定めています。

② 選択したプラン・コースによりセットされる特約

特約の名称	特約の概要
個人賠償責任補償特約	被保険者（注）が国内旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いする特約です。 (注) 被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約	被保険者（注1）が国内旅行中に日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として費用（注2）を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 (注1) 本特約はアマチュアの方を対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は保険金のお支払いの対象とはなりません。 (注2) 次の費用をいいます。 ① 贈呈用記念品購入費用。ただし貨幣、紙幣、商品券、プリペイドカード等の購入費用は含みません。 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 など
救援者費用等補償特約	国内旅行中に被保険者が次の①から③のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ① 搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動をする状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合
携行品損害補償特約	国内旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

(3) 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄となることがあります**。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居の変更等）により被保険者が補償対象外となつたときなど、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償 (セットの有無は、プラン・タイプ・コースにより異なります)	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	他の傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
救援者費用等補償特約	他の傷害保険の救援者費用等補償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害補償特約

(注) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険等を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いでできませんのでご注意ください。

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、ご用意したプラン、コースの中から被保険者の方の年齢や収入等に照らして、ご選択ください。なお、死亡に関する保険金額は以下のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して1,000万円が限度となります。

- ・満15歳未満の方を被保険者とする場合
- ・ご契約者と被保険者ご本人が異なる場合

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

■保険期間

保険期間はご旅行期間にあわせてご設定ください。

■補償の開始

保険期間の初日の午前0時に開始します。ただし、保険期間の初日にお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が開始されます。

- ・保険契約手続完了通知（ご契約完了画面）に表示されます、「保険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。
- ・いずれの場合にも、**旅行開始前に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。**

なお、契約申込画面上で次の3つの手続きが完了した以降でないと補償は始まりませんのでご注意ください。

- ①「契約を申込みます」ボタンを押し、申込操作を完了していただくこと
- ②保険料の払込手続きを完了し、保険料決済の有効性が確認されること
- ③上記①および②の手続完了後に「お申込み完了」画面が表示されること

■補償の終了

保険期間末日の午後12時に終了します。ただし、**旅行終了後に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。**

(6) 引受条件（ご契約者、被保険者）

契約概要

■ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。

- ・お申込み時点で**日本国内に居住されている満18歳以上の方**
- ・個人の方（法人をご契約者とするお申込みはできません。）
- ・**日本国内からwebアクセスされている方**（海外からお申込みはできません。）

■被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で**満74歳以下の方**に限ります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、プラン、コース、保険期間等により決まります。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、契約申込画面にてご確認ください。

(2) 保険料の支払方法・払込方法

契約概要

注意喚起情報

■支払方法 [以下からご選択いただけます。]

- ▶ クレジットカード払（注1）（注2）
- ▶ auかんたん決済（注3）（注4）（注5）
- ▶ au PAY（注3）（注6）
(注1) お申込人（ご契約者）名義のクレジットカードに限ります。
(注2) au PAYカード・その他のクレジットカードをいいます。
(注3) お申込人（ご契約者）ご本人またはご家族名義人のau IDをお持ちの方に限ります。

- (注4) auスマートフォン等の通信料金と合算してお支払いいただく方法です。
(注5) au IDと連携したPontaポイントを1ポイント=1円相当としてご利用いただくこともできます。
(注6) au PAY残高を利用してお支払いいただく方法です。

■ 払込方法

ご契約時に全額を払い込む一時払となります。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務【ご契約時にお申し出いただく事項】

注意喚起情報

- ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、当社が契約申込画面にて告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事實を正確にお申し出いただけます。
- 告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事實と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

【告知事項】

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（団体契約、共済契約を含みます。）に関する情報

2 クーリングオフ【ご契約のお申込みの撤回等】

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただきます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

4 契約いただく内容に関する確認事項【意向確認事項】

お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。ご確認の結果、お客様のご希望にお応えできない部分がございましたら、お申込みを中止してください。ご不明な点などございましたらau損害カスタマーセンターまでご連絡ください。

下記について、ご確認ください。

保険の内容について、ご確認ください。	この保険は、旅行期間中のケガによる死亡・後遺障害や入院・手術、通院などに対する補償です。
ご入力いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	被保険者の『生年月日』『性別』『旅行先』『旅行目的』
右記①～⑤の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。	①補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容 ②被保険者の範囲 ③保険期間（旅行期間にあわせてご設定ください。） ④保険金額 ⑤保険料および保険料の支払方法・払込方法
ご回答いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	・他の保険契約等の有無 ・旅行中の危険な職業・職務の有無
右記項目もご確認ください。	・契約者配当金制度がないこと ・総合的に見て、お客様のご希望を満たした内容となっていること

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等【ご契約後にご連絡いただく事項】

注意喚起情報

ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく当社サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。解約の条件によっては当社の定めるところにしたがい、保険料を返還させていただくことがあります。また、保険期間の開始日以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承ください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合



しおり 「II.無効、取消し、失効」参照

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めるることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店の場合、契約締結権（保険料の収受、領収証の発行等を含みます）および告知受領権は有しております。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破たんに陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等の間で、個人データを共同利用します。

■再保険について

当社は、再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することができます。

詳しくは当社ホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧いただくか、au損保カスタマーセンターにお問い合わせください。

4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合、また、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

5 万一、事故が発生した場合のご注意

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
 「III.保険金請求の手続き等」参照

6 通信に関する免責事項

お客様が入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、当社ではSSL（暗号化通信）を使用しています。SSL使用により通信経路での盗聴等による情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一当社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、当社は責任を負いません。また、当社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となつたために生じた損害につきましても当社は責任を負いません。